

《果樹先導的取組支援事業》 ※令和7年度補正予算

需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植及び新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

◆ 改植・新植支援 《補助率：定率2分の1以内》

＊産地計画に記載されている優良品目・品種の植栽が対象

補助対象経費：伐採・抜根・苗木・土壌改良資材・植栽費等、改植・新植に必要な経費
改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置に必要な経費

※老朽化した棚の単純更新や修繕費用は補助対象外

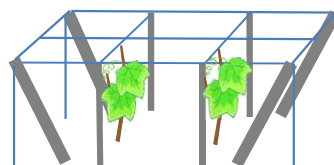
補助額：補助対象経費の1/2以内

改植・新植＋棚の設置経費も補助対象！

**同時に、植栽後の幼木の栽培管理経費
（定額補助22万円/10a）の支援を
受けられます！**



古い品種や老木
を消費者ニーズ
の高い優良品目
・品種に植え替え



◆ 小規模園地整備、用水・かん水施設の整備等 《補助率：定率2分の1以内》

補助内容：小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）
用水・かん水設備の整備（スプリンクラー、チューブかん水等）、
特認事業（モノレール、防風ネット＊多目的防災網も対象、防霜ファン等）

支援を受けるための主な要件

- 産地の担い手であること（産地計画で担い手とされている者）。
- 実施園地は、農業振興地域内の農用区域内の農用地（いわゆる青地）であり、地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれるものが将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
- 一箇所あたりの面積は、以下の要件を満たしていること。
 - (1) 改植・新植に必要な経費の支援 → 地続きでおおむね2a以上
 - (2) 改植・新植と一体的に行う果樹棚等設置支援 → 地続きでおおむね5a以上
 - (3) 小規模園地整備、設備の導入等支援 → 地続きでおおむね10a以上
- 小規模園地整備・設備の導入等支援は、収入保険又は果樹共済に加入していること。

※申し込み手続き・書類の提出締切期日等は、JAの担当者にお問い合わせください。